

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により土浦・阿見都市計画用途地域を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定に基づき告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 2 月 28 日

阿見町長 千葉 繁



記

1 都市計画の種類

用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 阿見町

ア 第一種低層住居専用地域

- (ア) 錯誤による面積の変更 面積：約 106ha の削除
- (イ) 錯誤による面積の変更 面積：約 113ha を約 121ha に変更
- (ウ) 錯誤による小計の変更 面積：約 595ha を約 497ha に変更
- (エ) (ア)に係る規制の内容
建ぺい率 40%以下、容積率 60%以下、建築物の高さ限度 10mの削除

イ 第一種中高層住居専用地域

- (ア) 錯誤による面積の変更 面積：約 4.0ha を約 3.9ha に変更

ウ 第一種住居地域

- (ア) 錯誤による面積の変更 面積：約 176ha を約 188ha に変更

エ 準住居地域

- (ア) 錯誤による面積の変更 面積：約 53ha を約 68ha に変更

オ 近隣商業地域

- (ア) 錯誤による面積の変更 面積：約 5.4ha を追加
- (イ) 錯誤による面積の変更 面積：約 11ha を約 6.0ha に変更
- (ウ) (ア)に係る規制の内容
建ぺい率 60%以下、容積率 200%以下の追加

カ 準工業地域

- (ア) 錯誤による面積の変更 面積：約 129ha を約 202ha に変更

キ 工業専用地域

(ア) 錯誤による面積の変更 面積：約 270ha を約 269ha に変更

3 都市計画の縦覧場所

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目 1 番 1 号 阿見町役場 2 階 産業建設部都市計画課

土浦・阿見都市計画用途地域の変更(阿見町決定)

都市計画用途地域を次のように変更する。

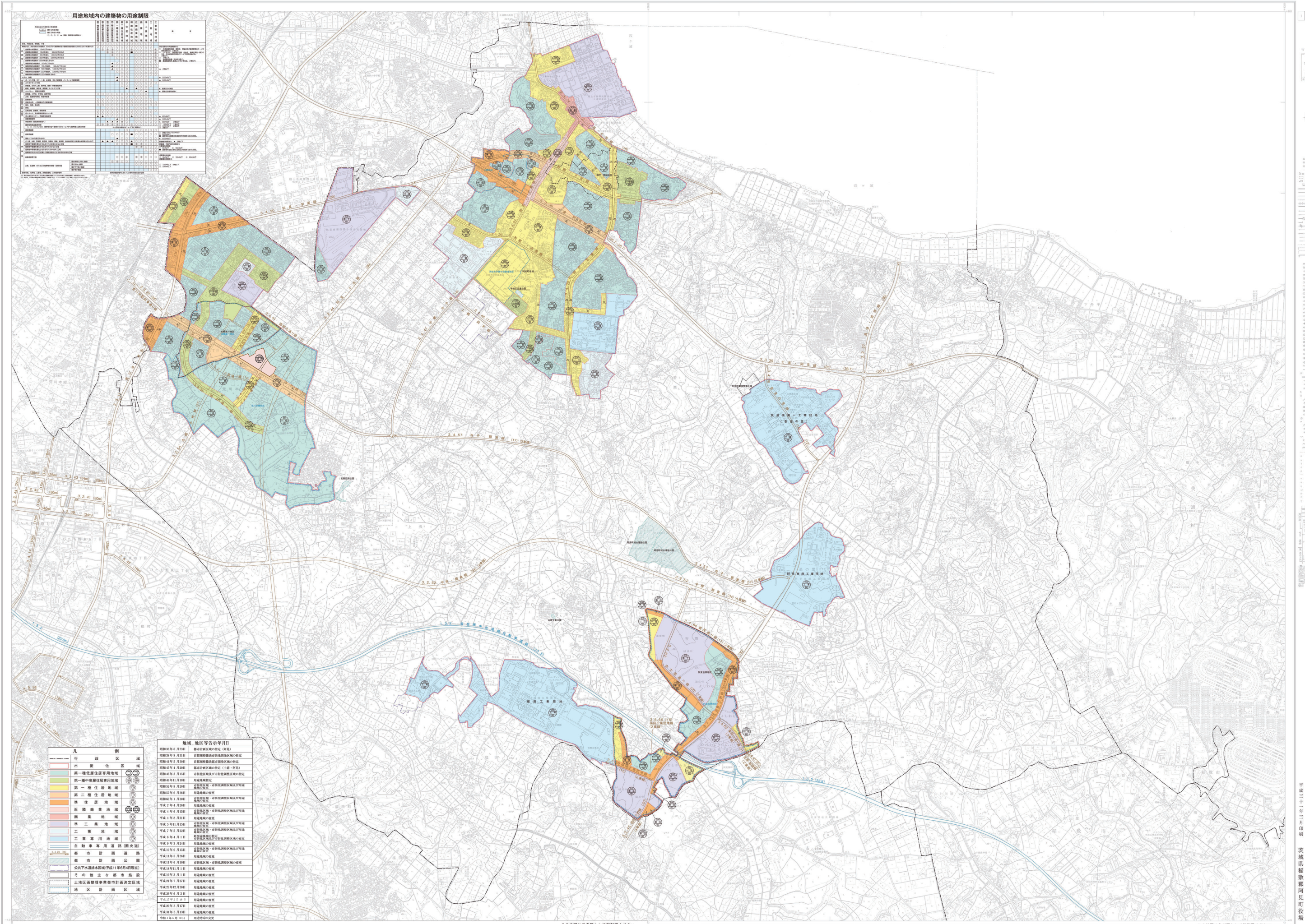
(阿見町)

種 類	面 積	建築物の 容積率	建築物の 建ぺい率	外壁の 退距離 の 限度	建築物の 敷地面積 の 最低 限度	建築物 の高さ の 限度	その他 及び 備考
第一種低層住居専用地域	約 376 ha	8/10 以下	4/10 以下			10m	割合
	約 121 ha	10/10 以下	5/10 以下			10m	
小 計	<u>約 497 ha</u>						<u>約 35.7%</u>
第二種低層住居専用地域							割合
小 計	約 - ha						約 - %
第一種中高層住居専用地域	約 3.9ha 約 61 ha	15/10 以下 20/10 以下	5/10 以下 6/10 以下				割合
小 計	約 65 ha						約 4.7%
第二種中高層住居専用地域							割合
小 計	約 - ha						約 - %
第一種住居地域	約 188 ha	20/10 以下	6/10 以下				割合
小 計	<u>約 188 ha</u>						<u>約 13.5%</u>
第二種住居地域	約 37 ha	20/10 以下	6/10 以下				割合
小 計	約 37 ha						約 2.7%
準住居地域	約 68 ha	20/10 以下	6/10 以下				割合
小 計	<u>約 68 ha</u>						<u>約 4.9%</u>
田園住居地域							割合
小 計	約 - ha						約 - %
近隣商業地域	約 5.4ha	20/10 以下	6/10 以下				割合
	約 6.0ha	20/10 以下	8/10 以下				
小 計	約 11 ha						約 0.8%
商業地域	約 5.5ha	40/10 以下	8/10 以下				割合
小 計	約 5.5ha						約 0.4%
準工業地域	約 202 ha	20/10 以下	6/10 以下				割合
小 計	<u>約 202 ha</u>						<u>約 14.5%</u>
工業地域	約 50 ha	20/10 以下	6/10 以下				割合
小 計	約 50 ha						約 3.6%
工業専用地域	約 269 ha	20/10 以下	6/10 以下				割合
小 計	<u>約 269 ha</u>						<u>約 19.3%</u>
合 計	約 1,392 ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」 ※面積 10ha 以上の箇所は、各々整数値に修正

※割合は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とはならない。

【理由】用途地域の変更時(令和 3 年 6 月 10 日阿告第 167 号)の錯誤により、用途地域の面積の数値を
変更するものである。



用途地域内の建築物の用途制限

用途地域	第一種住居地域	第二種住居地域	第三種住居地域	近隣商業地域	商業地域	工業地域	工業専用地域	自動車専用道路(国県道)	都市計画道路	都市計画公園	公共下水道排水区域(平成11年6月4日現在)	その他主要都市施設	土地区画整理事業都市計画決定区域	地区計画区域
第一種住居地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二種住居地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第三種住居地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
近隣商業地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
商業地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工業地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工業専用地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自動車専用道路(国県道)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
都市計画道路	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
都市計画公園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公共下水道排水区域(平成11年6月4日現在)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他主要都市施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土地区画整理事業都市計画決定区域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地区計画区域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

凡 例

市 街 化 区 域
第一種住居地域
第二種住居地域
第三種住居地域
近隣商業地域
商業地域
工業地域
工業専用地域
自動車専用道路(国県道)
都市計画道路
都市計画公園
公共下水道排水区域(平成11年6月4日現在)
その他主要都市施設
土地区画整理事業都市計画決定区域
地区計画区域

地域、地区等告示年月日

昭和39年4月22日	市街化区域の指定
昭和39年5月22日	第一種住居地域の指定
昭和41年3月26日	第二種住居地域の指定
昭和43年4月23日	第三種住居地域の指定(土庫・別荘)
昭和46年3月13日	近隣商業地域の指定
昭和47年1月16日	商業地域の指定
昭和49年8月28日	工業地域の指定
昭和49年8月28日	工業専用地域の指定
昭和49年8月28日	自動車専用道路(国県道)の指定
昭和49年8月28日	都市計画道路の指定
昭和49年8月28日	都市計画公園の指定
昭和49年8月28日	公共下水道排水区域(平成11年6月4日現在)の指定
昭和49年8月28日	その他主要都市施設の指定
昭和49年8月28日	土地区画整理事業都市計画決定区域の指定
昭和49年8月28日	地区計画区域の指定

行 政 界 限
 市 街 化 区 域
 第一種住居地域
 第二種住居地域
 第三種住居地域
 近隣商業地域
 商業地域
 工業地域
 工業専用地域
 自動車専用道路(国県道)
 都市計画道路
 都市計画公園
 公共下水道排水区域(平成11年6月4日現在)
 その他主要都市施設
 土地区画整理事業都市計画決定区域
 地区計画区域

平成三十一年三月印刷
 茨城県建設部阿見町役場